

令和8年度・令和9年度

岡山県建設工事入札参加資格審査申請の手引
(県内業者用)

(第1回受付)

有効期間	令和8年6月1日～令和10年5月31日
対象審査基準日	令和6年8月1日～令和7年7月31日
受付審査場所	経営事項審査の指定審査会場
提出期間	令和6年12月2日～令和8年2月16日

令和6年11月

岡山県土木部監理課

《目 次》

○ はじめに -----	1
1 資格要件 -----	2
2 提出書類 -----	3
3 入札参加資格審査申請業種区分 -----	8
4 舗装工事の特例 -----	8
5 受 付 -----	9
6 県内に主たる営業所を設置する大臣許可業者の申請について -----	11
7 その他 -----	12

《参 考》

1 格付について -----	13
2 県が指定する安全講習等一覧表 -----	18
3 入札参加資格審査申請に関するQ & A -----	19
4 県発注工事における主任技術者等の登録について -----	20

《記入例、参考資料等》

- ・ 舗装業者工事施工能力審査について【参考】
- ・ 令和8年度・令和9年度岡山県建設工事入札参加資格審査申請書【記入例】
- ・ 監理技術者・主任技術者一覧表【記入例】
 - ※県発注工事における監理技術者又は主任技術者を登録する場合
- ・ 監理技術者・主任技術者一覧表記載要領【参考】
- ・ 有資格区分コード表【参考】
- ・ 若年技術者年齢判定早見表【参考】
- ・ CPDS講座・建築CPD講座の受講状況【記入例】
- ・ 安全講習等受講者一覧表【記入例】
- ・ 提出資料 No.5（労働保険概算・確定保険料申告書）のサンプル【参考】

《様式集》

- ①令和8年度・令和9年度岡山県建設工事入札参加資格審査申請書、
- ②工事経歴書(特例措置を適用する場合)、③変更届、④監理技術者・主任技術者一覧表、
- ⑤辞退届、⑥実務経験証明書(若年・女性技術者雇用及び技術者新規雇用)、
- ⑦CPDS・建築CPD講座の受講状況、⑧安全講習等受講者一覧表

《はじめに》

令和8年度・令和9年度に岡山県等が発注する建設工事の入札へ参加を希望する、県内に主たる営業所を設置する建設業者の方は、この手引に従い、入札参加資格審査の申請をしてください。従たる営業所での申請はできません。

申請は、経営事項審査の指定審査(現地審査)時に受付をしますが、書類に不備がある等の理由で経営事項審査と同じ日に受付がなされなかった場合は、当該指定審査を受けた県民局に予約をした上で、次回の経営事項審査の指定審査会場にお越しください。

受付後の審査により入札参加資格が認められると、令和8年6月1日から令和10年5月31日まで有効な県の入札参加資格者名簿に登載されることとなります。

なお、建設工事を発注する機関は、次のとおりです。

- 岡山県(各出先機関を含む。)
- 岡山県企業局
- 岡山県教育委員会
- 岡山県警察本部
- 岡山県土地開発公社
- (公財)岡山県環境保全事業団
- 岡山県広域水道企業団
- (公財)岡山県下水道公社

1 資格要件

審査を受けるためには、次の要件を備えていなければなりません。

- (1) 申請する業種について、建設業法の許可を受けていること。
※許可が失効した場合は、入札参加資格も直ちに喪失します。
- (2) 申請する業種について、令和7年の経営事項審査(審査基準日：令和6年8月1日～令和7年7月31日)を受審し、総合評定値の請求を行っていること。
※経営事項審査は、毎年受審しないと公共工事の入札に参加できませんので御注意ください。
- (3) 建設業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度又は特定退職金共済制度のいずれかに加入していること。
- (4) 申請する業種について、令和7年の経営事項審査の申請における年間平均完成工事高が500万円以上であること。

《特例》

経営事項審査の申請における年間平均完成工事高が500万円未満の者であっても、次に該当する者は、入札参加資格審査申請を行うことができます。

※特例措置を適用する場合、事前に土木部監理課建設業班にお問い合わせください。

- ① 経営事項審査の工事種別完成工事高において2年平均を選択した場合
令和7年の経営事項審査の申請における審査対象事業年度の完成工事高と審査対象事業年度の翌日から入札参加資格審査の申請時までの建設工事の完成工事高の平均が500万円以上である場合
 - ② 経営事項審査の工事種別完成工事高において3年平均を選択した場合
令和7年の経営事項審査の申請における審査対象事業年度の直前期の完成工事高と審査対象事業年度の完成工事高、審査対象事業年度の翌日から入札参加資格審査の申請時までの完成工事高の平均が500万円以上である場合
- (5) 建設業に係る労働者災害補償保険に加入していること。
※基幹番号が6で始まるもの又は9で始まって末尾が5又は7(一人親方の場合は末尾が8)であるなど、建設業に係る労働者災害補償保険(建設事業の一括有期)に限る。
 - (6) 県税、消費税及び地方消費税、市町村税を完納していること。
 - (7) 舗装工事については、「舗装業者工事施工能力審査」を道路整備課が定めた期間内に受けること。
※追加申請時についても受審が必要です。
※未受審の場合は、舗装工事についての申請が無効となります。
 - (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険、雇用保険)に加入していること。
※加入義務がない業者は、加入していなくても申請可能です。

2 提出書類

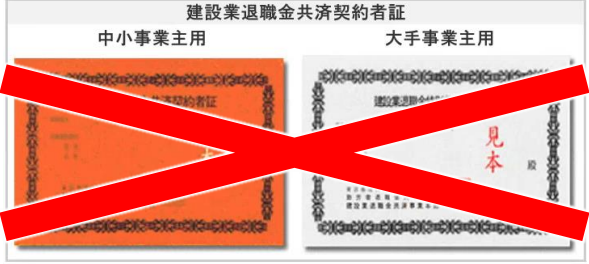
(1) 申請時に必要な書類(全業者共通)

※提出書類については、**番号順に並べて**提出してください。

※証明書の証明年月日は、**提出日から3か月以内のもの**に限ります。また、完納証明書はいずれも過去の期間の全てについて未納のないことを表すもので、金額の記載のないものに限ります。

※提出書類8～10及び13については、主観点数の加点に係るものであり、加点を希望される方のみ提出してください。

※**健康保険被保険者証の写しは、被保険者の記号・番号及び保険者番号が見えないようにマスキングした上で提出**してください。

NO	提出書類	注意すべき事項等
1	岡山県建設工事入札参加資格審査申請書 ※ダウンロードされる場合には、ハガキ程度の丈夫かつ柔軟な紙へ印刷してください。	・正副2部提出してください。 (様式・記入例を参照)
2	県税の完納証明書(原本又は写し)	・各県民局・地域事務所が発行したもの
3	消費税の完納証明書(その3、その3の2又はその3の3)(原本又は写し)	・経営事項審査の申請の際に添付する納税証明書(その1)とは異なるので注意してください。
4	市町村税の完納証明書(原本又は写し)	・各市町村発行のもの
5	退職金共済の加入・履行証明書(原本又は写し) (建設業退職金共済の場合、入札参加資格用(様式第102号)、経営事項審査用(様式第103号)のいずれでも可)	<p>・各共済組合発行のもの ※建設業退職金共済のみ、直近の経営事項審査に添付した加入・履行証明書(発行から3か月を超過したもの)でも可とします。 ※建設業退職金共済契約者証は不可です。</p> 

NO	提出書類		注意すべき事項等
6	労災保険加入証明書 (様式1(様式2でも可))(原本又は写し)又は労働者災害補償保険料の概算・確定申告書及び領収書の写し		<ul style="list-style-type: none"> ・ 証明書は労働局の確認印のあるものに限り、 ・ 証明書の様式は、岡山労働局のホームページでダウンロードしたものを御利用ください。 https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/ お問い合わせは岡山労働局総務部労働保険徴収室(TEL086-225-2012)へお願いします。 ・ 基幹番号が6で始まるもの又は9で始まって末尾が5又は7(一人親方の場合は末尾が8)であるなど、<u>建設業に係る労働者災害補償保険</u>であるものに限り、
7	令和7年経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し又は令和7年経営規模等評価申請書・総合評定値請求書の受付印のあるページの写し(該当ページ全て)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記の書類は、客観点の算出に使用するとともに、社会保険等の加入の有無の確認にも使用します。 ・ 経営事項審査の現地審査と同時に申請する場合は不要です。
8	若年技術者雇用	①若年技術者の国家資格者証の写し ②3か月以上の常勤性が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し)	【加点の条件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イに規定する国家資格者のうち、今回の申請に係る経営事項審査の審査基準日(以下「<u>審査基準日</u>」という。)現在において常勤で3か月以上在籍している30歳未満の技術者が対象です。 ・ 引き続き申請日現在で在籍していることが必要です。 【その他注意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得後、一定の実務経験が必要な方は、<u>審査基準日現在においてその年数を充足している</u>ことが必要です。この場合、実務経験証明書(建設業法施行規則様式第9号)を併せて提出してください。 ・ 審査基準日現在において個人事業主、役員の方は対象外です。 ・ <u>同一人物が若年技術者と女性技術者の両方を満たす場合は、若年技術者雇用のみ加点します。</u>
	女性技術者雇用	①女性技術者の国家資格者証の写し ②3か月以上の常勤性が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し)	【加点の条件】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イに規定する国家資格者のうち、<u>審査基準日現在において常勤で3か月以上在籍している女性技術者</u>が対象です。 ・ 引き続き申請日現在で在籍していることが必要です。 【その他注意事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資格取得後、一定の実務経験が必要な方は、<u>審査基準日現在においてその年数を充足している</u>ことが必要です。この場合、実務経験証明書(建設業法施行規則様式第9号)を併せて提出してください。 ・ 審査基準日現在において個人事業主、役員の方は対象外です。 ・ <u>同一人物が女性技術者と若年技術者の両方を満たす場合は、若年技術者雇用のみ加点します。</u>

NO	提出書類	注意すべき事項等
8 人材確保	①技術者の国家資格者証の写し ②雇用開始日及び3か月以上の常勤性が確認できる書類(健康保険被保険者証の写し)	<p>【加点の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イに規定する国家資格者のうち、<u>県が指定する期間内(※)に雇用が開始され、申請日現在において常勤で3か月以上在籍している技術者が対象</u>です。 <p>【その他注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>同一人物についての加点は1度限り</u>です。 資格取得後、一定の実務経験が必要な方は、申請日現在においてその年数を充足していることが必要です。この場合、実務経験証明書(建設業法施行規則様式第9号)を併せて提出してください。 申請日現在において個人事業主、役員の方は対象外です。 <u>同一人物が女性技術者と若年技術者のいずれかを満たす場合は、重複して加点します。ただし、同一人物が女性技術者と若年技術者の両方を満たす場合は、若年技術者についてのみ重複して加点します。</u> <p>(※)【県が指定する期間】受付期間ごとに指定 《第1回受付》 令和6年4月1日～令和8年2月16日 《第2回受付》 令和6年4月1日～令和8年8月10日 《第3回受付》 令和7年4月1日～令和9年2月15日 《第4回受付》 令和7年4月1日～令和9年8月10日</p>
育児・介護休業規定	審査基準日現在において施行されている「育児・介護休業法」に基づく育児・介護休業規定の写し	<p>【加点の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>審査基準日現在において施行されている「育児・介護休業法」の規定に対応する内容の就業規則(育児・介護休業規定)を制定している者が対象</u>です。 常用雇用労働者が10人以上の場合は、就業規則の作成、労働基準監督署への届出義務が生じます。この場合、労働基準監督署の<u>受付日が審査基準日以前の日付</u>であることが必要です。 <p>【その他注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 規定の内容については、岡山労働局雇用環境・均等室(TEL086-225-2017)にお問い合わせをいただくか、岡山労働局のホームページを御確認ください。 https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/
アドバンス企業認定	本県が実施するアドバンス企業認定制度に基づく認定証の写し	<p>【加点の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>申請日現在において本県が実施するアドバンス企業認定制度に基づく認定を受けている者が対象</u>です。 <p>【その他の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> アドバンス企業認定で加点する場合は、育児・介護休業規定の導入では加点しません。 認定については、岡山県子ども未来課のホームページを御確認ください。 https://www.pref.okayama.jp/page/619885.html

NO	提出書類		注意すべき事項等
9 障害者雇用	雇用義務あり	公共職業安定所に提出した審査基準日直前の6月1日現在における「障害者雇用状況報告書」の写し	<p>【加点の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、<u>審査基準日直前の6月1日現在において、雇用報告義務があり、法定雇用率を満たす数を超える数の障害者を雇用している者が対象です。</u> ・ 障害者雇用状況報告書の写しは公共職業安定所の受付印があるものに限りです。 <p>【その他の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者雇用状況報告書の「身体障害者、知的障害者又は精神障害者の不足数」が「0人」であることが必要です。
	雇用義務なし	<p>① 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し</p> <p>② 1年以上の雇用実績がある場合は、1年以上の常勤性が確認できる書類の写し（健康保険被保険者証の写し及び審査基準日を含む前1年分の賃金台帳の写し）</p> <p>③ 1年以上の雇用見込みがある場合は、1年以上の常勤性を見込むことを証する書類の写し（健康保険被保険者証の写し及び雇用契約書）</p>	<p>【加点の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>審査基準日現在において身体障害者、知的障害者又は精神障害者のいずれかに該当する者を1人以上常勤で雇用している者が対象です。</u> ・ <u>審査基準日現在において常勤での1年以上の雇用実績又は1年以上の雇用見込みがあることが必要です。</u> ・ <u>引き続き申請日現在で在籍していることが必要です。</u> <p>【その他の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ②か③のいずれかを添付してください。 ・ 各障害者の等級等は問いません。 ・ 審査基準日現在において個人事業主、役員の方は対象外です。
10 消防団員雇用	<p>① 市町村長等、正当な証明権限を有する者が、消防団員であることを証明した書類</p> <p>② 3か月以上の常勤性が確認できる書類（健康保険被保険者証の写し）</p>		<p>【加点の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>申請日現在において在籍し、現に消防団員として活動している従業員が対象です。</u> <p>【その他の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村長等、正当な証明権限を有する者が、書面により消防団員であることを証明することが必要です。 ・ 証明書の様式は任意ですが、氏名、住所及び生年月日が記載されていることが必要です。 ・ 証明年月日は申請日から3か月以内であることが必要です。 ・ 申請日現在において個人事業主、役員の方は対象外です。

(2) 経営事項審査の申請における年間平均完成工事高が500万円未満で、特例措置を適用する方のみ必要な書類

NO	提出書類	注意すべき事項等
11	工事経歴書(様式を参照)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格要件の(4)の《特例》に該当する方についてのみ、経営事項審査の審査基準日の翌日以降、入札参加資格審査の申請時までの完成工事高を記入し提出してください。
12	工事請負契約書又は注文書及び請書 (提示のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資格要件の(4)の《特例》に該当するため、工事経歴書を提出する方のみ必要です。その記載内容に対応するものを持参してください。

(3) 申請書受理後、別途指定期日に提出する書類

※提出方法は郵送のみとなります。

※証明書の証明年月日は、提出日から3か月以内のものに限ります。

※(1)CPDS・建築CPD 又は(2)県指定の安全講習等のいずれかを選択してください。

(1)と(2)の併用はできません。

※提出書類は、控えが必要な方は2部、不要な方は1部提出してください。

控えの返送が必要な方は、切手を貼付し、かつ、送付先を明記した返信用封筒を同封してください。

NO	提出書類	注意すべき事項等
13 技術研修等の受講	<p>CPDS講座</p> <p>①CPDS講座・建築CPD講座の受講状況(様式・記入例を参照) ②CPDS学習履歴証明書 ③証明期間が対象期間外を含む場合は、「学習履歴明細書」</p> <p>※経営事項審査の現地審査の際提出する入札参加資格審査申請とは別に審査しますので、<u>下記の期間に土木部監理課建設業班に提出してください(郵送のみ)。</u></p> <p>令和7年12月1日～ 同年12月28日(必着)</p>	<p>【加点の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(一社)全国土木施工管理技士会連合会が行っている継続学習制度(CPDS)講座を受講している受講者が対象です。 ・令和7年12月1日現在で在籍していることが必要です。 <p>【その他の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習内容等については、次のいずれかの団体にお問い合わせいただくか団体のホームページを御覧ください。 (一社)全国土木施工管理技士会連合会 TEL 03-3262-7438 https://www.ejcm.or.jp/ 岡山県土木施工管理技士会 TEL 086-225-1250 https://gishi-okayama.jp/
	<p>建築CPD講座</p> <p>①CPDS講座・建築CPD講座の受講状況(様式・記入例を参照) ②建築CPD実績証明書 ③証明期間が対象期間外を含む場合は、「CPD個人実績表」</p> <p>※経営事項審査の現地審査の際提出する入札参加資格審査申請とは別に審査しますので、<u>下記の期間に土木部監理課建設業班に提出してください(郵送のみ)。</u></p> <p>令和7年12月1日～ 同年12月28日(必着)</p>	<p>【加点の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(公社)日本建築士連合会が行っている継続学習(CPD)講座を受講している受講者が対象です。 ・令和7年12月1日現在で在籍していることが必要です。 <p>【その他の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・講習内容等については、次のいずれかの団体に問い合わせるか団体のホームページを御覧ください。 (公社)日本建築士会連合会 TEL 03-3456-2061 https://www.kenchikushikai.or.jp/ (一社)岡山県建築士会 TEL 086-223-6671 http://www.aba-momo.com/
	<p>安全講習等</p> <p>安全講習等受講者一覧表(様式を参照)</p> <p>※経営事項審査の現地審査の際に提出する入札参加資格審査申請とは別に審査しますので、<u>下記の期間に土木部監理課建設業班に提出してください(郵送のみ)。</u></p> <p>令和7年12月1日～ 同年12月28日(必着)</p>	<p>【加点の条件】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が指定するP18の安全講習等(令和3年度～令和7年度※の講座)を受講している受講者が対象です。 ※令和3年4月1日～令和7年12月28日 ・令和7年12月1日現在で在籍していることが必要です。 <p>【その他の注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象講習についての情報に変更等がある場合には、土木部監理課のホームページで随時お知らせします。

(4) 新規に入札参加資格審査申請する方・新規に技術者を登録する方に必要な書類

※2部提出してください。(添付書類のみ1部でも可)

※郵送提出の方は、切手を貼付し、送付先を明記した返信用封筒を同封してください。

※この届出は土木部監理課建設業班へ提出してください。

県民局等の経営事項審査会場では受け付けできません。

NO	提出書類	注意すべき事項等
14 技 術 者 登 録	監理技術者・主任技術者一覧表 (P23、様式・記入例を参照) <u>※技術者登録は随時可能です。</u>	<ul style="list-style-type: none">・監理技術者については、<u>特定建設業の許可を受けている業者の方</u>で、工事現場の配置技術者として登録する場合に提出してください。・主任技術者については、<u>入札参加申請業種に対応する有資格者のみを記入してください。</u>・提出後の変更については、既に提出済みの方も含め、事由発生後速やかに土木部監理課建設業班へ必ず届出を行ってください。

3 入札参加資格審査申請業種区分

入札参加資格審査申請において入札参加を希望する建設工事の業種区分は、建設業法に規定する29業種となっています。なお、資格要件(P2)を満たしていれば申請する業種数に制限はありません。

4 舗装工事の特例

舗装工事に入札参加を希望する場合には、別途「舗装業者工事施工能力審査」を受審してください。

なお、審査を受けない場合は、舗装工事に関する入札参加資格申請が無効になりますので、注意してください。

※令和8年度・令和9年度の「舗装業者工事施工能力審査」申請については、審査申請様式及び手引を定め、道路整備課のホームページにおいて公表される予定です(令和7年11月1日公開予定)。

《舗装工事についての問い合わせ先》

岡山県土木部道路整備課保全班

TEL(086)226-7473(直通)

FAX(086)225-3684

ホームページ

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/63/>

5 受 付

(1) 定例受付(第1回)による申請書の提出期間及び格付有効期間等

提出期間	経営事項審査基準日	格付有効期間
令和8年2月16日まで	令和6年8月1日から 令和7年7月31日まで	令和8年6月1日から 令和10年5月31日まで

※上記の提出期間において、土曜・日曜・祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間は受付できません。

(2) 申請書等の入手方法

申請書及び申請の手引については、土木部監理課のホームページからダウンロードすることができます。

なお、申請書については、ハガキ程度の丈夫な紙で作成してください。

※(一社)岡山県建設業協会(岡山市北区平和町5-10 TEL 086-225-4131)で購入することも可能です。

(3) 受付方法

原則として経営事項審査の指定審査(現地審査)の際に併せて受付をします。

都合で指定審査時に申請できなかった場合は、県民局の管内で指定審査を実施しているときに受付をしますので、詳しいことは管轄の県民局建設部管理課にお問い合わせください。

(4) 追加受付(第2回～第4回)

上記定例受付期間に申請できなかった場合は、第2回～第4回の追加受付期間に申請することができます。それぞれの受付時期により入札参加資格の有効期間が異なりますので御注意ください。

○追加受付による申請書の提出期間及び格付有効期間等

受 付	提出期間(郵送予定)	経営事項審査基準日	格付有効期間
第2回	令和8年8月3日から 令和8年8月10日まで	令和6年8月1日から 令和7年7月31日まで	令和8年12月1日から 令和10年5月31日まで
第3回	令和9年2月4日から 令和9年2月15日まで	令和7年8月1日から 令和8年7月31日まで	令和9年6月1日から 令和10年5月31日まで
第4回	令和9年8月2日から 令和9年8月10日まで	令和7年8月1日から 令和8年7月31日まで	令和9年12月1日から 令和10年5月31日まで

※各提出期間の2か月前にはホームページにて申請の手引を公開しますので御確認ください。

※新規申請については、第1回～第4回全てにおいて申請が可能です。

※入札参加資格審査申請受理後における業種の追加申請については、第3回の受付のみとなりますので、申請業種については十分検討の上で申請を行ってください。

※直近の経営事項審査結果が対象とならない場合もありますので、各回の基準日をよくご確認の上、対象となる経営事項審査結果に基づいて書類を作成してください。

(5) 受付会場への持参を行政書士に委任する場合についての注意

申請書は、申請内容を把握している会社の責任者等の方の持参が原則ですが、経営事項審査とは別の日に受付会場への持参(相対審査も含む)をされる場合には行政書士に委任することも可能です。

なお、行政書士は証票又は会員証、補助者は補助者証の提示が必要です。

(6) 代理申請の場合についての注意

行政書士に代理申請を委任することも可能です。この場合、申請者による委任状の添付が必要です。また、身分証の提示については5(5)の取扱いと同じですが、その他の注意すべき点については、あらかじめ当課にお問い合わせください。

6 県内に主たる営業所を設置する大臣許可業者の入札参加資格審査申請について

(1) 入札参加資格審査申請

経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書を受領後、管轄の各県民局建設部管理課へ連絡し、受付審査日の指定を受けてください。審査は、経営事項審査の指定審査を実施している会場で実施します。

第1回受付期間に申請できなかった場合には、第2回～第4回の追加受付期間中に、岡山県庁(土木部監理課建設業班)へ郵送で提出してください。

なお、提出書類は、許可番号、許可業者名、決算日を記載したA4サイズの封筒に入れて提出してください。

(2) 変更届

県内に主たる営業所を設置する大臣許可業者の方(知事許可業者から大臣許可業者に許可換えした方を含む。)は、申請書提出(受理)後、下記の変更事項等が生じた場合は、遅滞なく変更届(様式7)を提出してください。

※岡山県知事許可業者は、建設業許可に係る許可申請又は変更届等により処理しますので提出は不要です。

変更事項等	添付書類
商号又は名称	<ul style="list-style-type: none"> ・商業登記簿謄本(写し可)又は登記事項証明書(写し可)
代表者の氏名	
主たる営業所の所在地	
許可番号及び許可年月日 ※許可を更新した場合、速やかに提出	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可通知書の写し ※<u>発行年月日が3月以内のものに限ります。</u> 又は ・国土交通省が運用する「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」(https://etsuran2.mlit.go.jp/TAKKEN/)の必要ページを印刷したもの ※「建設業者の詳細情報」及び「営業所の一覧」(従たる営業所を有する場合のみ)を印刷して添付 ※PDFに印字された日付が3月以内のものに限ります。 ※<u>建設業許可通知書又は同検索システムに最新情報が掲載されていない場合のみ、建設業許可証明書を添付</u>
許可区分の変更 ※一般 → 特定 特定 → 一般 知事許可 → 大臣許可 など	
営業の休廃止 (一部廃業含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・廃業届(変更届ではなく辞退届(様式9)に添付)

※ 添付書類も含めて同一の作りとなっているものを2部提出してください。

※ 郵送提出の方は、切手を貼付し、かつ、送付先を明記した返信用封筒を同封してください。

7 その他

- (1) 組織変更・決算期変更等により令和7年の経営事項審査(審査基準日が令和6年8月1日から令和7年7月31日まで)を二度受審している方については、二度目(直近)の経営事項審査(総合評定値)の結果を用いて入札参加資格審査申請を行ってください。
- (2) 経営事項審査において、とび・土工・コンクリート工事、大工工事などの専門工事の完成工事高を、土木一式工事又は建築一式工事の完成工事高に含めて受審(いわゆる「積み上げ」)し、入札参加資格審査申請された方は、その専門工事について、令和8年度・令和9年度の入札参加資格審査申請での業種追加は認められません。
- (3) 会社合併、会社分割、事業譲渡等により企業再編を行う場合の入札参加資格申請上の取扱い(入札参加資格の承継等)については、別に定める手続を行う必要があります。事前に土木部監理課建設業班へお問い合わせください。
- (4) 令和8年度・令和9年度の入札参加資格を有している者が、入札参加資格業種の全部又は一部を辞退した場合(一部廃業も含む)は、その辞退した業種について、再度、令和8年度・令和9年度の入札参加資格審査申請を行うことはできません。

《この手引の内容についての問合せ先》

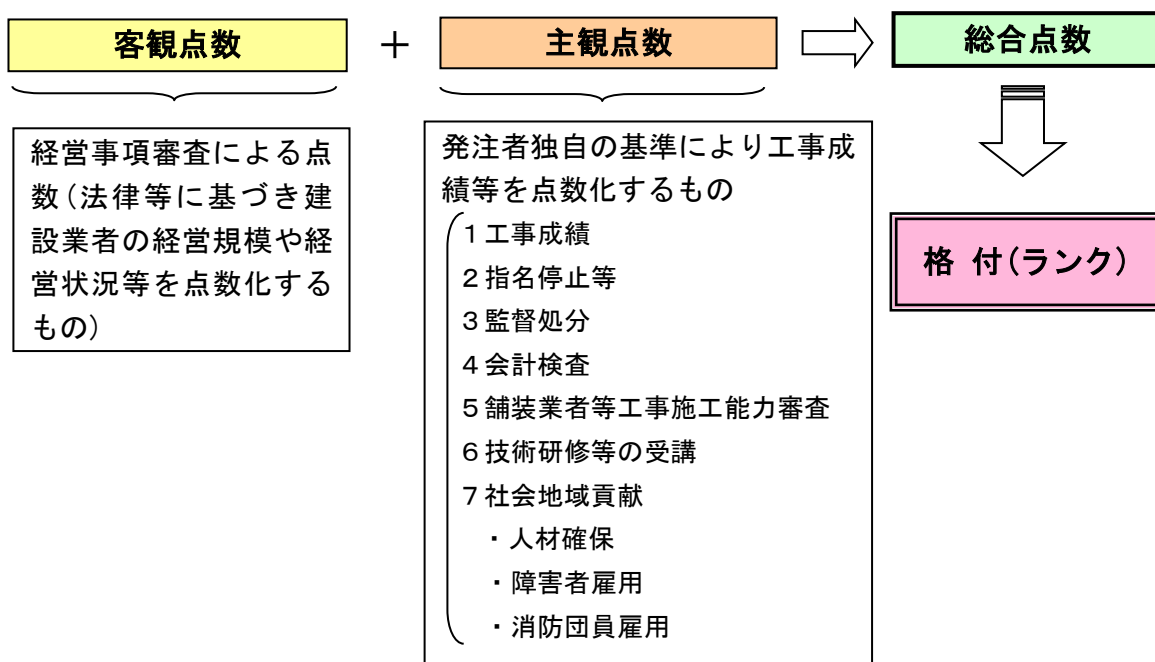
岡山県土木部監理課建設業班

TEL(086)226-7463(直通)

FAX(086)224-2217

【参考1】格付について

I 総合点数の算出方法



II 主観点数の算出方法

1 工事成績による増減

令和6年1月1日から令和7年12月31日までの2年間における県発注工事に係る検査結果の平均点により、客観点数に下記の増減率を乗じて増減する。

基準点は75点

基準	増減率	備考
基準点+13点以上	+9%	88.0点～
基準点+13点未満	+7%	86.0点～87.9点
基準点+11点未満	+5%	84.0点～85.9点
基準点+9点未満	+4%	82.0点～83.9点
基準点+7点未満	+3%	80.0点～81.9点
基準点+5点未満	+2%	78.0点～79.9点
基準点+3点未満	+1%	76.0点～77.9点
基準点-1点以上～基準点+1点未満	±0	74.0点～75.9点・実績なし
基準点-3点以上	-1%	72.0点～73.9点
基準点-5点以上	-2%	70.0点～71.9点
基準点-7点以上	-3%	68.0点～69.9点
基準点-9点以上	-4%	66.0点～67.9点
基準点-11点以上	-5%	64.0点～65.9点
基準点-13点以上	-7%	62.0点～63.9点
基準点-13点未満	-9%	～61.9点

2 指名停止等による減点

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間に、「岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領」に基づく指名停止及び「岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領」に基づく指名除外を受けた場合は、客観点数に下記の率を乗じて減じる。

(上記期間内に2回以上指名停止等がある場合はその最長の期間により算出する。)

指名停止期間	減率	備考
1月まで	2%	1月
1月を超え2月まで	4%	2月
2月を超え5月まで	6%	3月～5月
5月を超え12月まで	10%	6月～12月
12月を超えた場合	12%	13月～

3 監督処分による減点

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間に、「岡山県建設業者等の不正行為等に対する監督処分の基準」(県内に主たる営業所を設置する大臣許可業者の中国地方整備局による処分も含む)に基づく監督処分を受けた場合は、客観点数に下記の率を乗じて減じる。

区分	減率
指示処分	6%
営業停止処分	10%
一部業種許可取消処分	15%

※本基準は、監督処分を受けながら、指名停止措置を受けなかった業者について適用する。

4 会計検査の結果による減点

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの2年間に、会計検査院の検査により指摘等を受けた場合は、客観点数に下記の率を乗じて減じる。

(上記期間内に2回以上該当事由がある場合はその累計により算出する。)

基準	減率
当該業者の責めに帰する理由により、国庫補助金の返還を求められたもの	6%以内
当該業者の責めに帰する理由により、工事の手直しの指摘を受けたもの	5%以内
当該業者の責めに帰する理由によるものであって手直し工事の内容が軽微で、前各号に該当しないもの及び口頭で注意を受けたもの	2%以内

5 舗装業者工事施工能力審査による増減

舗装工事のみ、客観点数に別に定める率を乗じて増減する。

※詳細は、土木部道路整備課へお問い合わせください。

6 技術研修等の受講による加点

CPDS講座及び建築CPD講座の受講

登録学習単位合計数	加 点 内 容	上限点数
1 UNIT 以上 30 UNIT 未満	4 点	20 点
30 UNIT 以上 60 UNIT 未満	8 点	
60 UNIT 以上 90 UNIT 未満	10 点	
90 UNIT 以上 120 UNIT 未満	12 点	
120 UNIT 以上 150 UNIT 未満	16 点	
150 UNIT 以上	20 点	

区 分	対 象 業 種
CPDS講座	土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、舗装工事、水道施設工事
建築CPD講座	建築一式工事、大工工事

指定講座の受講

評 価 項 目	加点内容	上限点数
・建設業労働災害防止協会等が実施する安全講習のうち県が指定したもの	1人1講座 1点	5点

※指定講座については、【参考2】を確認してください。

7 社会地域貢献

評価項目		加点内容		上限点数	調整
① 人材確保	・若年技術者の雇用	1名以上雇用の場合 5点		19点	25点 ※合計上限点数
	・女性技術者の雇用	1名以上雇用の場合 5点			
	・技術者の新規雇用	1名以上雇用の場合 5点			
	・育児・介護休業規定の導入	2点	どちらか一方のみ 加点		
	・アドバンス企業認定制度の認定	4点			
② 障害者雇用	・障害者雇用を義務付けられている業者で障害者雇用率を達成している場合 又は 義務付けられていない業者で障害者を常時雇用している場合	8点		8点	
③ 消防団員雇用	・消防団員の雇用	2点		2点	

※社会地域貢献に係る①から③までの合計上限点数は25点とします。

各項目に係る加点に当たっては、合計上限点数(25点)を各項目の上限点数を合算した点数(29点)で除して得られる率を各項目の単純な合計に乗じて算出した点を加点することとします。(率を乗じて得た結果は、小数点以下第1位を四捨五入する。)

例：各項目の単純な合計が16点の場合

$$16 \times 25 / 29 = 13.8 \rightarrow 14 \text{ 点を加点}$$

※A Aランクの格付けについて

令和4年の経営事項審査(審査基準日が令和5年8月1日から令和6年7月31日まで)の客観点数と、令和5年の経営事項審査(審査基準日が令和6年8月1日から令和7年7月31日まで)の客観点数の平均点数が1030点未満の業者については、「岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領」に基づく級別業者の格付に当たって、総合点数がA AランクであってもAランクに格付します。

ただし、令和6年度・令和7年度の入札参加資格がA Aランクの業者は、上記の平均点数が1030点未満であっても、総合点数が1050点以上あればA Aランクに格付します。

※C止めについて

初めて(※)入札参加資格審査申請をした業者については、「岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領」に基づく級別業者の格付に当たって、総合点数がBランク以上であってもCランクに格付します(この取扱いを「C止め」といいます。)

このうち、第1回又は第2回の受付時に入札参加資格審査申請をされた業者については、格付有効期間(令和8年6月1日から令和10年5月31日まで)の中途である令和9年6月1日から、C止めを解除するため本来の総合点数に基づいた格付となります。

(※) 令和6年度・令和7年度に申請を行っていない業者が該当します。

このため、令和4年度・令和5年度以前に申請を行っていた業者も、令和6年度・令和7年度に申請を行っていない場合は「初めて」に該当します。

※B止めについて

一般建設業の許可業者については、「岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領」に基づく級別業者の格付に当たって、総合点数がAランク以上であっても、Bランクに格付します(この取扱いを「B止め」といいます。)

この場合において、令和9年2月15日時点で特定建設業の許可を取得していれば、格付有効期間の中途である令和9年6月1日から、B止めを解除するため本来の総合点数に基づいた格付となります。

特定建設業の許可業者については、「岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領」に基づく級別業者の格付に当たって、総合点数がAランク以上であって、財務要件等で一般建設業へ許可換えを行った場合は、確認ができた時点で、B止めを適用するためBランクに格付します。

【参考2】県が指定する安全講習等一覧表(○印が各年度の対象講座)

※第1回受付の対象期間は、令和3年4月1日～令和7年12月28日です。

《安全講習等》※同一の講座名であっても下記実施機関以外が実施するものは対象外です。

○実施機関：建設業労働災害防止協会岡山県支部(全業種加算)

	講座名	R3年度 (2021年)	R4年度 (2022年)	R5年度 (2023年)	R6年度 (2024年)	R7年度 (2025年)
1	車両系建設機械(整地掘削用)運転業務従事者安全衛生教育	○	○	○	○	○
2	安全衛生推進者能力向上(初任時)教育	○	○	○	○	○
3	足場の組立て等作業主任者能力向上教育	○	○	○	○	○
4	職長・安全衛生責任者教育	○	○	○	○	○
5	現場管理者統括管理講習	○	○	○	○	○
6	安全衛生責任者教育	○	○	○	○	○
7	土止め先行工法に関する安全教育	○	○	○	○	○

○実施機関：中四国基礎工業協同組合岡山支部(全業種加算)

	講座名	R3年度 (2021年)	R4年度 (2022年)	R5年度 (2023年)	R6年度 (2024年)	R7年度 (2025年)
1	車両系建設機械(基礎工事用)運転業務従事者安全衛生教育	○	○	○	○	○

【参考3】入札参加資格審査申請に関するQ & A

(技術研修)

Q 1 技術研修等の受講で加点対象となる受講者は、令和7年12月1日時点で在籍していることが条件となっていますが、講座を受講した時点で申請する会社等に所属している必要がありますか。

A 1 技術研修等の加点項目は、建設業者の最新の技術力を評価することが目的のため、受講時点では別の会社の技術者として受講していても令和7年12月1日現在で、常勤社員としてその技術者を雇用している場合は加点の対象とします（「安全講習等」の加点項目についても同様です。）。

(障害者雇用)

Q 2 障害者雇用の対象となる従業員は役員も含まれますか。

A 2 個人事業主及び役員の方は対象外です。
なお、若年技術者雇用、女性技術者雇用、新規技術者雇用及び消防団員雇用に係る加点についても、個人事業主及び役員の方は対象外です。

(人材確保)

Q 3 若年技術者、女性技術者及び新規雇用技術者の資格は入札参加資格審査申請した業種以外の資格でも認められますか。

A 3 若年技術者等の雇用の項目は、会社の技術力として評価するだけでなく、建設業界の人材確保の視点から評価するものであるため、入札参加資格審査申請を行った業種と異なる資格でも、国家資格であれば認められます。

(申請)

Q 4 建設業の新規許可を取得した場合や業種追加をした場合、県への入札参加資格審査申請はできますか。

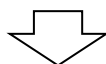
A 4 新規許可を取得した場合は、第1回～第4回全ての受付の際に申請の機会がありますが、建設業の許可業種の追加をした場合は、第3回受付しか申請の機会はありません。

ただし、いずれの場合でも、申請に係る経営事項審査の審査基準日や申請業種の年間平均完成工事高等の申請者の資格要件(P2)を満たさない場合は申請ができません。

【参考４】 県発注工事における主任技術者等の登録について

○県の発注工事を請け負った場合には、契約書に基づき、配置する主任技術者等を「現場代理人等の指名通知書」により提出することとなりますが、当該配置技術者については、「入札参加資格申請に係る技術者」として事前に県に登録しておく必要があります。

そこで新規に入札参加資格申請をされる方、あるいは継続して申請をされる方へ
下記の手続きはお済みですか？



建設工事入札参加資格申請に係る主任技術者等の登録

※２部提出してください。(添付書類のみ、１部でも可)

郵送提出の方は、切手を貼付し、かつ、送付先を明記した返信用封筒を同封してください。

提出書類(提出先：土木部監理課建設業班、提出方法：持参又は郵送)

- (1) 監理技術者・主任技術者一覧表 (入札参加申請・変更届出用)(様式８)
…《記入例》参照

添付書類

- (2) 資格者証の写し
(3) 社会保険資格取得確認通知書の写し等の常勤性を確認できるもの
(4) 監理技術者の登録の場合
・ 監理技術者資格者証
・ 監理技術者講習修了証
(5) 実務経験による登録の場合は
・ 指名競争入札による落札候補者となった場合又は随意契約により契約を締結する場合であって、他に主任技術者として登録できる有資格者がいない場合に限定しており、(3)の書類のほか、
・ 実務経験証明書(建設業法施行規則様式第９号)を添付のこと。
…記載方法は建設業許可申請における実務経験者の記載方法に同じ

主任技術者の追加、登録済みの技術者の削除等変更が生じた場合には、速やかに「監理技術者・主任技術者一覧表(様式８)」により変更の届出を行ってください。

ご注意ください!

経営事項審査の技術職員名簿を提出しても、「入札参加資格申請に係る技術者」としての登録は行われません。上記手続きによる登録を必ず行ってください。

舗装業者工事施工能力審査について（県内）

舗装工事の入札参加資格審査申請を行った業者の方は、下記により、「舗装業者工事施工能力審査」を受けてください。

この能力審査を受けなかった場合は、舗装工事に関する入札参加資格審査申請が無効になります。

1 定例受付（第1回受付）

（1）受付（審査）期間

令和7年（2025年）12月15日（月）～令和8年（2026年）2月16日（月）
午前9時～午前12時、午後1時～午後4時
（ただし、土曜・日曜・祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）

（2）受付（審査）会場

主たる営業所の所在地を管轄する県民局（建設部建設企画課）

2 追加受付

舗装工事について、下記の提出期間により入札参加資格審査の追加申請を行った業者に限り、同期間において舗装業者工事施工能力審査の追加受付を行います。

（1）受付（審査）期間

受付	提出期間	有効期間
第2回	令和8年(2026年) 8月 3日から 令和8年(2026年) 8月10日まで	令和 8年(2026年) 12月 1日から 令和10年(2028年) 5月31日まで
第3回	令和9年(2027年) 2月 4日から 令和9年(2027年) 2月15日まで	令和 9年(2027年) 6月 1日から 令和10年(2028年) 5月31日まで
第4回	令和9年(2027年) 8月 2日から 令和9年(2027年) 8月10日まで	令和 9年(2027年) 12月 1日から 令和10年(2028年) 5月31日まで

※受付時間：いずれも午前9時～午前12時、午後1時～午後4時
（ただし、土曜・日曜・祝日を除きます。）

※提出期間の最終日が休日の場合は、休日の翌日の開庁日が期限の日となります。

（2）受付（審査）会場

・岡山県土木部道路整備課保全班（岡山市北区内山下2-4-6 県庁6階）

《問合せ先・審査申請要領等の入手先》

岡山県土木部道路整備課保全班（岡山市北区内山下2-4-6 県庁6階）

TEL：（086）226-7473（直通）

（注）舗装業者工事施工能力審査に係る申請要領等は、本手引に添付していませんので、舗装工事に入札参加を希望する業者の方は、道路整備課のホームページからダウンロードしてください（令和7年11月1日公開予定）。

●道路整備課ホームページ <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/63/>

＜記入例＞ 監理技術者・主任技術者一覧表

岡山県入札参加資格審査申請用

- ① 監理技術者及び主任技術者の一覧は下記のとおりです。
- ② 下記のとおり、監理技術者・主任技術者一覧表の技術者に変更があったので、届出をします。

岡山県知事 ○○○○ 殿

令和 4 年 12 月 1 日

届出者 **岡山市北区山下2-4-6**
 (株)県庁組 **岡山建男**
 電話番号 **(086)224-2111**

区分	項番	1. 新規許可又は許可換え 大臣許可コード	2. 一般建設業の許可のみ→ 特定建設業の許可を申請	3. 有資格区分等 の変更	4. 技術者の 追加	5. 技術者の 削除
	7 1 4					
許可番号	7 2 3 3	国土交通大臣 岡山県知事	許可(一般特) 30	第 0 3 3 3 3 3	平成 令和	3 0 年 1 1 月 1 1 日
社会保険標準報酬決定通知書の順番で記入のこと	項番	フリガナ (フリガナ) ババ タロウ	大臣許可 00 知事許可 33	1カラム空ける	元号 [平成: H, 昭和	許可年月日が2つ以上ある場合は古い方を記入
氏名	7 3	ババ 馬場 太郎	生年月日	S	4 9 年 0 7 月 3 1 日	
建設工事の種類 (今後)	7 4	P25の有資格区分コード表により該当するコードを記入のこと				
建設工事の種類 (既提出分)						
主任技術者						
有資格区分	7 5	1 3 3 0 3 8	特定建設業許可業者で入札参加資格審査申請をする方は、監理技術者資格者証の交付を受けている者で、監理技術講習を過去5年以内に受講した者について該当するコード番号を記入すること			
監理技術者有資格業種	7 9	0 1 1 1 1 3				
氏名	7 3	フリガナ (フリガナ) オカヤマ タテオ	生年月日	S	3 5 年 0 5 月 3 0 日	
建設工事の種類 (今後)	7 4					
建設工事の種類 (既提出分)						
有資格区分	7 5	0 3	特定建設業許可業者で大臣認定による資格で監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術講習を過去5年以内に受講している場合記入			
監理技術者有資格業種	7 9	0 1				
氏名	7 3	フリガナ (フリガナ) ヤマダ タロウ	生年月日	S	3 9 年 0 7 月 3 1 日	
建設工事の種類 (今後)	7 4					
建設工事の種類 (既提出分)						
有資格区分	7 5	1 3 3 3 3 7				
監理技術者有資格業種	7 9	0 1 1 1 1 3 2 3				
氏名	7 3	フリガナ (フリガナ)	生年月日			
建設工事の種類 (今後)	7 4					
建設工事の種類 (既提出分)						
有資格区分	7 5					
監理技術者有資格業種	7 9					

(裏面の記載要領に従い記載すること。)
 (監理技術者有資格業種は、裏面記載のコードを記入する。)

(岡山県入札参加申請用)

＜監理技術者・主任技術者一覧表記載要領＞

1. この表は、岡山県に入札参加申請を行う全ての建設業者の方に次に掲げる技術者について記入の上、提出していただきます。(当様式を用いて既に提出している方については、毎年提出する必要はありません。)

また、提出後の変更については、申請者全て下記2により必ず届出を行ってください。

(1) 監理技術者（常勤の職員）

①特定建設業の許可を持っている建設業者の方で入札参加申請をする方のみ記入すること。

②監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付のこと。（コピー可）

※勤務先等の最新情報が全て反映済みであり、有効期間内のものであること。

「監理技術者有資格業種」の欄の□には、監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を過去5年以内に受講している業種を下記区分コードにより記入すること。（大臣認定者も記入すること。）

土：01 建：02 大：03 左：04 と：05 石：06 屋：07 電：08 管：09 タ：10
 鋼：11 筋：12 舗：13 しゅ：14 板：15 ガ：16 塗：17 防：18 内：19 機：20
 絶：21 通：22 園：23 井：24 具：25 水：26 消：27 清：28 解：29

(2) 主任技術者（常勤の職員）

①入札参加申請業種に対応する有資格者のみ記入すること。（実務経験の技術者及び大臣認定技術者を除く。）

②氏名については、厚生年金標準報酬決定通知書の順番で記入すること。

③同一業種においての複数の資格を有する技術者の資格は上位の資格のみを記入すること。

④資格者証の写し及び常勤性確認資料(健康保険被保険者証又は直近の厚生年金標準報酬決定通知書)の写しを添付すること。

「区分」の欄の□には、「4」を記入すること。

「許可番号」の欄の□には、大臣（00）知事（33）・許可番号・許可年月日を記入すること。

「氏名」の欄の□には、フリガナ（カタカナ）・氏名（漢字）・生年月日を記入すること。

「建設工事の種類」の欄の□には、記入しないこと。

P25の有資格区分コード表により2桁のコード番号を記入すること。

2. 提出後の変更については、変更後速やかに土木部監理課建設業班へ届出を行ってください。

(1) 変更を届け出る際には「変更届出用」の文字を○で囲んでください。

(2) 作成に当たっては、届出区分（3有資格区分の変更・4技術者の追加・5技術者の削除）ごとに作成すること。

(3) 有資格区分の変更・技術者の追加については、資格者証の写し（監理技術者については、上記の1(1)②が必要）及び常勤性確認資料（健康保険被保険者証又は直近の厚生年金標準報酬決定通知書）の写しを添付すること。

例①：有資格区分の変更（新たな資格を取得した場合）

「区分」の欄の□には、「3」を記入すること。

「有資格区分」の欄の□には、P25の有資格区分コード表により該当する2桁のコード番号を記入すること。

（新たな資格と既に届出している他の資格も記入すること。）

例②：技術者の追加（有資格者が増えた場合）

「区分」の欄の□には、「4」を記入すること。

～ については、1(1)(2)の記入要領により記入すること。

例③：技術者の削除（届出している技術者が退職等した場合）

「区分」の欄の□には、「5」を記入すること。

「氏名」の欄の□には、フリガナ（カタカナ）・氏名（漢字）・生年月日を記入すること。

～ には記入しないこと。

〔 項 番 7 5 〕 有 資 格 区 分 コ ー ド 表
(監 理 技 術 者 ・ 主 任 技 術 者 一 覧 表)

資 格 区 分		資 格 区 分	
建	01 法第7条第2号イ該当(学歴+実務経験)	職	72 左官 (1級)
	02 法第7条第2号ロ該当(実務経験)(10年以上)		72 左官 (2級) 1年(※3年)
	03 法第15条第2号ハ該当(大臣認定)(同号イと同等以上)		57 とび・とび工(1級)
	04 法第15条第2号ハ該当(大臣認定)(同号ロと同等以上)		57 とび・とび工(2級) 1年(※3年)
設	11 一級建設機械施工管理技士	業	73 コンクリート圧送施工(1級)
	1F 一級建設機械施工管理技士補		73 コンクリート圧送施工(2級) 1年(※3年)
	12 二級建設機械施工管理技士(第1種~第6種)		66 ウェルポイント施行(1級)
	13 一級土木施工管理技士		66 ウェルポイント施行(2級) 1年(※3年)
	1H 一級土木施工管理技士補 3年		74 冷凍空調機器施工・空調設備配管(1級)
	14 二級土木施工管理技士(土木)		74 冷凍空調機器施工・空調設備配管(2級) 1年(※3年)
	15 二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)		75 給排水衛生設備配管 (1級)
	16 二級土木施工管理技士(薬液注入)		75 給排水衛生設備配管 (2級) 1年(※3年)
	1J 二級土木施工管理技士補(土木) 5年		76 配管・配管工 (1級)
	1K 二級土木施工管理技士補(鋼構造物塗装) 5年		76 配管・配管工 (2級) 1年(※3年)
業	1L 二級土木施工管理技士補(薬液注入) 5年	力	70 建築板金「ダクト板金作業」(1級)
	20 一級建築施工管理技士		70 建築板金「ダクト板金作業」(2級) 1年(※3年)
	2C 一級建築施工管理技士補 3年		77 タイル張り・タイル張り工 (1級)
	21 二級建築施工管理技士(建築)		77 タイル張り・タイル張り工 (2級) 1年(※3年)
	22 二級建築施工管理技士(躯体)		78 築炉・築炉工(1級)・れんが積み
	23 二級建築施工管理技士(仕上げ)		78 築炉・築炉工(2級) 1年(※3年)
	2D 二級建築施工管理技士補 5年		79 ブロック建築・ブロック建築工(1級)・コンクリート積みブロック施工
	27 一級電気工事施工管理技士		79 ブロック建築・ブロック建築工(2級) 1年(※3年)
	2E 一級電気工事施工管理技士補 3年		80 石工・石材施工・石積み (1級)
	28 二級電気工事施工管理技士		80 石工・石材施工・石積み (2級) 1年(※3年)
業	2F 二級電気工事施工管理技士補 5年	促	81 鉄工・製罐 (1級)
	29 一級管工事施工管理技士		81 鉄工・製罐 (2級) 1年(※3年)
	2G 一級管工事施工管理技士補 3年		82 鉄筋組立て・鉄筋施工 (1級)
	30 二級管工事施工管理技士		82 鉄筋組立て・鉄筋施工 (2級) 1年(※3年)
	3A 二級管工事施工管理技士補 5年		83 工場板金 (1級)
	31 一級電気通信工事施工管理技士		83 工場板金 (2級) 1年(※3年)
	3B 一級電気通信工事施工管理技士補		84 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(1級)
	32 二級電気通信工事施工管理技士		84 板金「建築板金作業」・建築板金「内外装板金作業」・板金工「建築板金作業」(2級) 1年(※3年)
	33 一級造園施工管理技士		85 板金・板金工・打出し板金 (1級)
	3D 一級造園施工管理技士補 3年		85 板金・板金工・打出し板金 (2級) 1年(※3年)
法	34 二級造園施工管理技士	法	86 かわらぶき・スレート施工 (1級)
	3E 二級造園施工管理技士補 5年		86 かわらぶき・スレート施工 (2級) 1年(※3年)
	37 一級建築士		87 ガラス施工 (1級)
技	38 二級建築士	旧	87 ガラス施工 (2級) 1年(※3年)
	39 木造建築士		88 塗装・木工塗装・木工塗装工(1級)
	41 建設・総合技術監理(建設)		88 塗装・木工塗装・木工塗装工(2級) 1年(※3年)
術	42 建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理(建設「鋼構造及びコンクリート」)	職	89 建築塗装・建築塗装工 (1級)
	43 農業「農業土木」・総合技術監理(農業「農業土木」)		89 建築塗装・建築塗装工 (2級) 1年(※3年)
	44 電気・電子・総合技術監理(電気・電子)		90 金属塗装・金属塗装工 (1級)
	45 機械・総合技術監理(機械)		90 金属塗装・金属塗装工 (2級) 1年(※3年)
	46 機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理(機械「流体工学」又は「熱工学」)		91 噴霧塗装 (1級)
	47 上下水道・総合技術監理(上下水道)		91 噴霧塗装 (2級) 1年(※3年)
	48 上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理(上下水道「上水道及び工業用水道」)		67 路面標示施工
	49 水産「水産土木」・総合技術監理(水産「水産土木」)		92 畳製作・畳工 (1級)
	50 森林「林業」・総合技術監理(森林「林業」)		92 畳製作・畳工 (2級) 1年(※3年)
	51 森林「森林土木」・総合技術監理(森林「森林土木」)		93 表具・表具工・表装・内装仕上げ施工・カーテン施工・天上仕上げ施工・床仕上げ施工(1級)
士	52 衛生工学・総合技術監理(衛生工学)	業	93 表具・表具工・表装・内装仕上げ施工・カーテン施工・天上仕上げ施工・床仕上げ施工(2級) 1年(※3年)
	53 衛生工学「水質管理」・総合技術監理(衛生工学「水質管理」)		94 熱絶縁施工 (1級)
	54 衛生工学「廃棄物管理」又は「汚物処理」・総合技術監理(衛生工学「廃棄物管理」)		94 熱絶縁施工 (2級) 1年(※3年)
	55 第一種電気工事士		95 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(1級)
	56 第二種電気工事士 3年		95 建具製作・建具工・木工・カーテンウォール施工・サッシ施工(2級) 1年(※3年)
	58 電気主任技術者(第1種~第3種) 5年		96 造園 (1級)
	59 電気通信主任技術者(伝送交換・線路) 5年		96 造園 (2級) 1年(※3年)
	35 工事担任者(第1級アナログ通信・第1級デジタル通信・総合通信) 3年		97 防水施工 (1級)
	65 給水装置工事主任技術者 1年		97 防水施工 (2級) 1年(※3年)
	消		68 甲種消防設備士
69 乙種消防設備士		98 さく井 (2級) 1年(※3年)	
法	71 建築大工(1級)	試	60 登録解体工事試験
	71 建築大工(2級) 1年(※3年)		40 基礎ぐい試験(基礎施工士)
	64 型枠施工(1級)		61 地すべり防止工事士 1年
	64 型枠施工(2級) 1年(※3年)		62 建築設備士 1年
業	64 型枠施工(2級) 1年(※3年)	他	63 一級計装士 1年
	64 型枠施工(2級) 1年(※3年)		99 その他
	64 型枠施工(2級) 1年(※3年)		36 登録基幹技能者(注2)
	64 型枠施工(2級) 1年(※3年)		

(注1) 資格区分欄の年数は実務経験の必要な年数 ※は平成16年度以降に合格した者に必要な実務経験年数
(注2) 受講した登録基幹技能者講習の種類によって、要件を満たすと認められる建設業の種類は異なります。また、登録基幹技能者講習修了証の表面に「この者は、(建設業の種類)について、建設業法第20条第1項の主任技術者の要件を満たす者であると認められます。」との記載があることが必要です。
(注3) 工事担任者については、令和3年4月1日以降に、工事担任者試験に合格した者、養成課程を修了した者及び総務大臣の認定を受けた者に限られます。
(注4) 一級建設機械施工管理技士補・一級電気通信工事施工管理技士補の資格のみでは、主任技術者として配置できません。

若年技術者年齢判定早見表

審査基準日			満30才の生年月日		
令和6年	8月	1日～31日	平成6年	(1994年)	8月 1日～31日
令和6年	9月	1日～30日	平成6年	(1994年)	9月 1日～30日
令和6年	10月	1日～31日	平成6年	(1994年)	10月 1日～31日
令和6年	11月	1日～30日	平成6年	(1994年)	11月 1日～30日
令和6年	12月	1日～31日	平成6年	(1994年)	12月 1日～31日
令和7年	1月	1日～31日	平成7年	(1995年)	1月 1日～31日
令和7年	2月	1日～28日	平成7年	(1995年)	2月 1日～28日
令和7年	3月	1日～31日	平成7年	(1995年)	3月 1日～31日
令和7年	4月	1日～30日	平成7年	(1995年)	4月 1日～30日
令和7年	5月	1日～31日	平成7年	(1995年)	5月 1日～31日
令和7年	6月	1日～30日	平成7年	(1995年)	6月 1日～30日
令和7年	7月	1日～31日	平成7年	(1995年)	7月 1日～31日

※審査基準日時点で満30才に達していない技術者を雇用している場合に加点。

※令和6年 = 2024年

※令和7年 = 2025年

CPDS・建築CPD講座の受講状況

商号又は名称

(株)岡山県庁組

許可番号

33

033333

C	P	D	S	35 単位	8 点
C	P	D		5 単位	4 点

登録学習単位数合計数		加点内容
1 単位以上	30 単位未満	4 点
30 単位以上	60 単位未満	8 点
60 単位以上	90 単位未満	10 点
90 単位以上	120 単位未満	12 点
120 単位以上	150 単位未満	16 点
150 単位以上		20 点

受付印

備考

大臣許可

00

知事許可

33

証明書の合計
UNIT(単位)数を
記載してください。

※太線枠内を記入し、CPDS学習履歴証明書及び建築CPD実績証明書を添付すること。

なお、添付される証明書の申請日や証明日については、提出日から3か月以内のものに限ります。また、電子証明書を印刷して添付される場合は、カラー印刷された証明書を添付してください。

加点対象となる証明期間は、提出期間の初日の属する年度の前4年度から提出期間の末日までの間です。

安全講習等受講者一覧表

岡山県知事許可 : 33に○
国土交通大臣許可 : 00に○

商号又は名称	(株)岡山県庁組
許可番号	33-033333 00
担当者名	岡山 太郎
連絡先 (TEL)	086-224-2111

※知事許可は33、大臣許可は00を○で囲んでください。

対象年度の受講日を記入

対象講座名を記入
(P18参照)

建設業労働災害防止協会岡山県支部及び中四国基礎工業協同組合岡山支部が実施する講座のうち県が指定した講座(P18)の受講状況

NO	受講日	講座名	受講者名
1	令和4年2月28日から 令和4年2月28日まで	安全衛生責任者教育	岡山 太郎
2	令和4年2月28日から 令和4年2月28日まで	安全衛生責任者教育	岡山 次郎
3	令和4年7月2日から 令和4年7月2日まで	足場の組立て等作業主任者能力向上教育	岡山 太郎
4	令和4年11月11日から 令和4年11月11日まで	足場の組立て等作業主任者能力向上教育	岡山 三郎
5	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで		
	合計		延べ 4 人

上記の記載事項は、事実と相違ありません。

岡山県知事 殿

所在地
商号又は名称
代表者の氏名

提出書類: No. 5 (労働保険概算・確定保険料申告書)のサンプル

様式第5号 (第24条、第25条、第33条関係) [甲] (表面)

労働保険 概算・確定保険料 申告書 (一般拠出金)

継続事業 (一括有期事業を含む。)

下記のとおり申告します。

平成21年4月1日成立として明示しています。

※各種区分

管区	所属区分	業種	産業分類
01	111	9801	51

事業主 株式会社 ○○建設

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1-3 神戸クリスタルタワー15階

兵庫労働局

労働保険特別会計歳入徴収官職

確定保険料算定内訳

区

基幹番号
6 × × × × × ×

又は

基幹番号
9 × × × × × 5

又は

基幹番号
9 × × × × × 7

これら以外の基幹番号による労働者災害補償保険への加入は、資格要件の対象となりませんので御注意ください。

期別納付額欄に記載された「今期納付額」、「第2期納付額」及び「第3期納付額」に係る「納付書・領収証書」の写しが必要です。

申告書 概算保険料額

期別	今期納付額 (イ)+(ロ)
第1期	357,670
第2期	357,670
第3期	357,670

その他の建設事業

加入している労働保険

労働者 株式会社 ○○建設

代表取締役 ○○ ○○

局名(漢字)

※

令和8年度・令和9年度岡山県建設工事
入札参加資格審査申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

主たる営業所の
所在地

(ふりがな)
商号又は名称

(ふりがな)
代表者氏名

郵便番号

電話番号

令和8年度・令和9年度において岡山県の発注する建設工事の入札参加の審査を受けたいので添付書類を添えて申請します。

なお、この申請書及び添付書類の記載内容は、全て事実と相違ないことを誓約します。

また、工事請負契約関係業務の執行に当たっては、関係法令及び岡山県の諸規定を遵守し、誠実に履行することを誓約します。

局コード	大臣・知事コード	許可番号

入札参加を希望する建設工事の種類

建設工事の種類	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	タ	鋼	筋	舗	し	ゅ	板
	01	02	03	04	05	06	07	08	09	10	11	12	13	14	15	

建設工事の種類	ガ	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清	解
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29

注1 □の欄は許可を受けた建設工事で、かつ、経営事項審査を受審し、総合評定値の請求を行った建設工事のうちから入札参加を希望する建設工事の種類を略号で示したカラム欄に「1」と記入すること。

注2 □の欄は記入しないこと。

注3 「舗装工事」については、別途実施する「舗装業者工事施工能力審査」を受審すること。未受審の場合には、「舗装工事」の申請が無効になります。

建設工事の種類	完成工事高(消費税抜き)		1:2年平均	添付書類
	年間平均	審査対象事業年度の 前審査対象事業年度又は 前審査対象事業年度及び 前々審査対象事業年度 A	2:3年平均 審査対象事業年度 B	
	2年平均:(A+B)÷2 3年平均:(A×2+B)÷3	千円	千円	
工事種類別年間平均完成工事高(消費税抜き)				① 県税の完納証明書
				② 消費税の完納証明書
				③ 市町村税の完納証明書
				④ 退職金共済の加入・履行証明書
				⑤ 労働者災害補償保険加入証明書等
				⑥ 経営事項審査結果通知書等
				⑦ 若年技術者国家資格者証
				⑧ 女性技術者国家資格者証
				⑨ 技術者新規国家資格者証
				⑩ 育児・介護休業規定が記載されている就業規則
			⑪ アドバンス企業認定証	
			⑫ 障害者雇用状況報告書及び身体障害者手帳等	
			⑬ 消防団員証明書	
			【特例】	

【主観点数加点項目の状況】

⑦ 若年技術者雇用有無

⑧ 女性技術者雇用有無

※⑦と同一人物の場合は対象外

⑨ 技術者新規雇用有無

⑩ 育児・介護休業規定有無

※⑩で加点する場合は対象外

⑪ アドバンス企業認定有無

⑫ 障害者雇用有無

⑬ 消防団員雇用

注) 該当有りの場合は「1」を記入し、該当無しの場合は「0」を記入してください。

退職金共済組合の加入状況

種類	加入年月日
建設業退職金共済	年 月 日
中小企業退職金共済	年 月 日
特定退職金共済	年 月 日

審査
受付
印
欄

様式2

【経営事項審査の申請における年間平均完成工事高が500万円未満で特例措置を適用する場合】

(用紙 A4)

工事 経 歴 書

許 可 番 号	—
商号又は名称	

(建設工事の種類)

工事 (税込 ・ 税抜)

番 号	注 文 者	元請 又は 下請 の別	JV の 別	工 事 名	工事現場のある 都道府県及 び市区町村名	配 置 技 術 者		請 負 代 金 の 額		工 期	
						氏 名	主任技術者又は監理技術者 の別(該当箇所にレ印を記載)	千円	千円	着 工 年 月	完成又は 完成予定年月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月
								千円	千円	年 月	年 月

※工期を和暦で記載する場合には必ず元号も記載すること。(アルファベット表記可)

注1) 下請工事の場合には、「注文者」欄へ元請負人の商号又は名称を記載し、「工事名」欄へは下請工事の名称を記載すること。

注2) その他記載に当たっては、経営事項審査申請における工事経歴書の記載要領によることとする。

小 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円
合 計	件	千円	千円	うち 元請工事	
				千円	千円

区分	工事
----	----

変 更 届

先に提出した入札参加資格審査申請書の記載事項に、下記のとおり変更がありましたので、関係書類を添えてお届けします。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

許 可 番 号 国土交通大臣 第 号

主たる営業所の
所在地

商号又は名称

代表者氏名

記

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

辞 退 届

令和8年度・令和9年度の建設工事に係る入札参加資格につきましては、下記の理由により辞退いたします。

記

辞退理由

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

注：本社発行のものとする

CPDS・建築CPD講座の受講状況

商号又は名称

許可番号

●

—

C	P	D	S	単位	点
C	P	D		単位	点

登録学習単位合計数		加点内容
1 単位以上	30 単位未満	4 点
30 単位以上	60 単位未満	8 点
60 単位以上	90 単位未満	10 点
90 単位以上	120 単位未満	12 点
120 単位以上	150 単位未満	16 点
150 単位以上		20 点

受付印

備考

※太線枠内を記入し、CPDS学習履歴証明書及び建築CPD実績証明書を添付すること。

なお、添付される証明書の申請日や証明日については、提出日から3か月以内のものに限ります。また、電子証明書を印刷して添付される場合は、カラー印刷された証明書を添付してください。

加点対象となる証明期間は、提出期間の初日の属する年度の前4年度から提出期間の末日までの間です。

安全講習等受講者一覧表

商号又は名称				
許可番号	3 0	3 0	-	
担当者名				
連絡先(TEL)				

※知事許可は33、大臣許可は00を○で囲んでください。

建設業労働災害防止協会岡山県支部及び中四国基礎工業協同組合岡山支部が実施する講座のうち県が指定した講座(P18)の受講状況

NO	受講日	講座名	受講者名
1	年 月 日から 年 月 日まで		
2	年 月 日から 年 月 日まで		
3	年 月 日から 年 月 日まで		
4	年 月 日から 年 月 日まで		
5	年 月 日から 年 月 日まで		
	合計		延べ 人

※受講日を和暦で記載する際には、必ず元号も記載すること。(アルファベット表記可)

上記の記載事項は、事実と相違ありません。

岡山県知事

殿

所在地
商号又は名称
代表者の氏名
